

## (認定金融サービス仲介業協会)

(監督局 総務課 金融サービス仲介業室)

### 1. 制度の概要

金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的として金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人について、内閣総理大臣がこれを金融サービスの提供に関する法律第41条に規定する業務を行う者として認定する制度。

### 2. 指定、登録等の基準

#### ◆金融サービスの提供に関する法律◆

(認定金融サービス仲介業協会の認定)

第四十条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であって、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

- 一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とすること。
- 二 金融サービス仲介業者を社員（以下この節及び第九十二条第六号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。
- 三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。
- 四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

#### ◆金融サービスの提供に関する法律施行令◆

第三十九条 法第四十条の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 役員の氏名
- 四 会員（法第四十条第二号に規定する会員をいう。第四十四条第二項において同じ。）の商号、名称又は氏名

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

#### ◆金融サービス仲介業者等に関する内閣府令◆

(認定の申請書の添付書類)

第百四十二条 令第三十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 認定業務（法第四十条に規定する認定業務をいう。次号において同じ。）の実施の方法を記載した書面
- 二 認定業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書面
- 三 最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書面
- 四 役員（役員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者を含む。次号において同じ。）の履歴書（役員が法人である場合にあっては、当該役員の沿革を記載した書面）
- 五 役員の住民票の抄本（役員が法人である場合にあっては、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- 六 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第三十九条第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 七 その他参考となるべき事項を記載した書面

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般社団法人 日本金融サービス仲介業協会	令和3年4月22日 (設立年月日)	東京都中央区日本橋茅場町1丁目8番1号 茅場町一丁目平和ビル8階 090-8936-2111	金融サービスの提供に関する法律第40条の規定に基づき、同法第41条に掲げる業務を実施するため、同法施行令第39条に定める申請書の提出があり、同法第40条各号に掲げる要件に適合していると認められたため。

### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされていない。